

別表 1 (地域再生計画と連動する施策)

(※) プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 ・地域における交通の円滑化及び産業の振興のための道整備 ・地域の人々の生活環境の改善のための污水处理施設整備 ・地域における海上輸送及び水産業を通じた地域経済の振興のための港整備 認定地域再生計画に基づいて事業を実施する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省									◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が低利融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
官民パートナーシップ確立のための支援事業	地域の担い手のネットワーク(ソーシャルキャピタル)の形成のために、NPOと地方公共団体との協働事業への支援を地域再生計画と連動して行い、その中の優良事例を「官民パートナーシップによる地域活性化モデル」として広く情報発信する。	内閣府		◎							
地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	地域再生に役立つ事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより、「民間の力による地域再生」を促進する。 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣府	◎	◎							
再チャレンジ支援寄附金税制	①再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者・障害者等の再チャレンジを支援する会社への寄附金について税制上の措置を講じている(直接型) ②再チャレンジ可能な社会を実現するため、高齢者・障害者・女性等の再チャレンジを支援する会社等に対し助成を行う公益法人への寄附金について税制上の措置を講じている(間接型) 認定地域再生計画に基づいて特例措置を適用する。	内閣官房 内閣府	◎	◎	◎						
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁						◎			
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に基大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁						◎			
公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	公共施設の転用に当たり、認定地域再生計画に位置付けられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとする。	総務省									◎

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	公共施設への転用に係る既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業であって、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用として認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省									◎
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が(財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」(地域再生に係る「日本政策投資銀行の低利融資等」を含む。)の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎
公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく先買い制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省									◎
外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件(在留実績期間)の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎			
外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留諸申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省					◎	◎			
日本政策投資銀行の低利融資等	地域再生プロジェクトの形成、事業化に対するアドバイスを行うとともに、認定された地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、低利融資等により対応する。(当該施策は、日本政策投資銀行のH20/10/1の株式会社化まで。)	財務省									◎
日本政策投資銀行の低利融資等	地域雇用の創出に資する取組に対する日本政策投資銀行のアドバイス機能、低利融資等の金融サービスの積極的な活用を通じて、地域の雇用を創出する(「地域産業振興・雇用開発」等の制度を活用)。認定された地域再生計画に合致し償還確実性が見込まれる事業については、民間金融機関とも協調しつつ、低利融資等により対応する。(当該施策は、日本政策投資銀行のH20/10/1の株式会社化まで。)	財務省	◎				◎				
日本政策投資銀行の低利融資等	大学等と連携した地域の自主的な取組に係る資金調達について支援する。(当該施策は、日本政策投資銀行のH20/10/1の株式会社化まで。)	財務省						◎			
科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向けて、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を創出する拠点を形成する。認定地域再生計画の位置づけを踏まえて総合的に支援する。	文部科学省					◎	◎			
都市エリア産学官連携促進事業	地域の個性発揮を重視して、大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す。	文部科学省					◎				

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)							
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
「文化芸術による創造のまち」支援事業	地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることにより、我が国の文化水準の向上を図る。事業の実施箇所の選定に当たっては、地域再生計画に位置付けることを希望する地方公共団体から提出された資料に基づき、有識者等の意見も踏まえつつ決定する。	文部科学省		◎						
国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）	国立大学法人が、地域における「知の拠点」として教育研究機能の充実を図るとともに、その力を活用して地域の活性化等に貢献しようとする取組を支援するもの。支援を行うに当たっては、有識者等の意見を踏まえつつ、地域再生計画に位置付けられるものについて、一定程度配慮する。	文部科学省						◎		
目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）	大学や研究機関等と連携し、先端的な技術等を取り入れた教育等を重点的に行い、特色ある取組を行う「専門高校」に対する支援を行い、「専門高校」の活性化を図り、将来の専門的職業人を育成する。	文部科学省						◎		
地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び法第21条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載できることとする。 内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を行うこととする。 関係行政機関の長は、次の交付金の交付に当たって評価結果に十分配慮することとする。 ＜対象となる交付金＞ ・地域介護・福祉空間整備等交付金【厚生労働省】 ・村づくり交付金、漁村再生交付金【農林水産省】 ・地域住宅交付金【国土交通省】 ＜評価の観点＞ 目標の設定水準の高さ／創意工夫の程度など 評価に際して意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。	内閣府 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省								◎
地域雇用創造推進事業	地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	厚生労働省	◎							
地域雇用戦略チーム	都道府県労働局に地域雇用戦略チームを設置し、事業構想を策定し、又は事業構想に基づき事業を実施しようとする地域に対し、国や県の関係機関や専門家によるアドバイス、地域の関係者間の調整等の支援を行うものであり、地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択などの重点的な支援を行う。	厚生労働省	◎							

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援	各地域に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニートの状態にある若者等の自立を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、事業実施団体の選定に当たって一定程度配慮する。	厚生労働省	◎	◎	◎						
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	(i)高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービスの拠点を整備する事業(地域介護・福祉空間整備等交付金)、(ii)高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業(地域介護・福祉空間推進交付金)(iii)高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省						◎			
地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)	雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を促進する。【事業の募集は平成18年度で終了】	厚生労働省									◎
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合かつ機動的に支援する。地域再生計画の認定を受けたものについては優先的に交付の対象とする。	農林水産省			◎	◎					
地域バイオマス利活用交付金	バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。地域再生計画に位置付けられている場合にはポイント付けの対象とする。	農林水産省					◎	◎	◎		
食料産業クラスター展開事業	地域の食品産業が中核となり、農林水産業やその他関連産業等との連携による「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組等への支援を行う。 地域再生計画の認定を受けたものについては、審査に有利な条件を付する。	農林水産省					◎	◎			
強い農業づくり交付金	「強い農業づくり」に向け、地域が抱える①産地競争力の強化、②担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革、③安全で効率的な流通システムの確立等の課題解決に向けた取組を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、選定時に配慮する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎				
農村コミュニティ再生・活性化支援事業	NPO法人等の民間団体が実施する、都市から農村への定住等の促進や農村と地域企業との連携による新たな事業の創出などの地域活性化の取組を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについては優先的に採択を行う。	農林水産省		◎	◎	◎					

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)								
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	
広域連携共生・対流等推進交付金	都会の若者の長期農業等ボランティア活動や、団塊世代等を対象とした体験農園での農業体験等を通じ、共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクト等を支援する。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該プロジェクトに参加する場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省					◎				
広域連携共生・対流等整備交付金	都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備をする。地域再生計画の認定を受けた自治体が当該先導的取組に参加する場合、採択に当たり配慮する。	農林水産省					◎				
里山エリア再生交付金	里山エリアが抱える課題に対応しつつ、地域創造力を生かせるよう地域の裁量を大幅に拡大して、居住地周辺の森林、居住基盤の整備を総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて優先的な採択などの支援を行う。	農林水産省					◎				
上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	都道府県境を越える圏域の森林・林業関係者等が連携し、地域材の利用拡大などに取り組む活動への支援を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択を行う。	農林水産省					◎			◎	
漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業	漁業就業者の確保を図るため、全国的な取組として民間団体が実施する就業情報の提供や相談窓口の設置、漁業チャレンジ準備講習、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場における研修等の実施を支援。また、漁業分野での起業を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択などの重点的な支援を行う。	農林水産省	◎		◎			◎			
山村再生総合対策事業	優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、魅力ある山村づくりを推進する。 *平成19年度に「山村力誘発モデル事業」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域については、本事業の対象とみならず。	農林水産省	◎	◎	◎	◎	◎			◎	
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産業・食品産業の発展のための施策の推進や地域の活性化に資する現場の技術的課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進する。地域再生計画に位置づけられたものについては、研究課題の採択の際、一定程度配慮する。 *平成19年度以前に採択された「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」の継続課題については、引き続き本事業で委託研究を実施することとなっている。	農林水産省						◎	◎		
地域企業立地促進等補助事業 【企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）】	企業立地促進法に基づき、地域の強みを活かした基本計画を策定する事業や、国の同意を受けた基本計画に基づく、企業ニーズを的確に捉えた企業誘致活動・人材育成事業を支援する。 地域再生計画の認定を受けたものについては、事業の採択において一定程度配慮する。	経済産業省	◎					◎			
外国企業誘致地域支援事業	海外企業の受け入れ環境向上に取り組む地域を拡大するため、国内地域における自治体・企業等と海外企業とのマッチング機会（セミナー、シンポジウム等）の提供を行う。また、自治体が誘致活動を行う際の外国企業の招聘や立ち上げ支援等のサポートサービス費用の支援、特定産業や地域集積の活性化を促進するための複数地域による海外での誘致活動（海外ビジネスショーへの共同出展等）支援等を行う。地域を採択する際、地域再生計画の認定の有無を考慮する。	経済産業省	◎				◎	◎			

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)									
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他		
地域資源活用販路開拓等支援事業 【中小企業地域資源活用プログラム】	産地の技術、農林水産物、観光資源など、地域の特徴ある産業資源を活用した商品、サービスの販路開拓を目的として、組合、地域のグループ等が行う市場調査や、商品、サービスの改良、展示会出展にかかる費用の補助を行う。地域再生計画の認定を受けたものについて優先採択等について配慮する。	経済産業省	◎					◎				
地域資源活用型研究開発事業 【中小企業地域資源活用プログラム】	地域での新事業創出のため、地域資源を活用した新製品の開発等を目指した、企業と大学等との連携による実用化研究開発を実施する。採択にあたっては、認定地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。	経済産業省	◎					◎				
地域イノベーション創出研究開発事業	地域において新産業の創出に貢献しうるような最先端の技術シーズをもとに、企業、公設試、大学等の研究開発資源を最適に組み合わせ形成された共同研究体による実用化開発を実施する。	経済産業省						◎	◎			
コミュニティビジネスの振興	地域の抱える社会的課題を、地域住民と協力しながらビジネスの手法を活用して解決する「コミュニティビジネス」を振興することは、地域での新たな雇用の創出、地域経済の活性化につながる。このため、ある地域において成功したコミュニティビジネスの事業モデルや経営ノウハウの他地域への幅広い移転・活用や、コミュニティビジネスの担い手となる人材の発掘・育成により、新たなコミュニティビジネスを創出する事業の支援を行う。 地域再生計画の認定を受けたものについては、事業の採択において一定程度配慮する。	経済産業省		◎				◎				
環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業	「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進するため、企業・個人に向けて温室効果ガスの排出削減につながる取組への助言や排出削減の普及啓発などを行うビジネスに対して支援を行う。	経済産業省								◎		
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 内閣府										◎
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	建設以外の他分野を含めた連携を進め、広範な学際領域等における建設技術革新を促進するための競争的資金制度。 「地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成」として実用化研究開発公募として、地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発のテーマについて、地域の産学官連携等による研究開発課題に対して支援を行う。地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。	国土交通省							◎			
地域公共交通活性化・再生総合事業等【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】	平成19年10月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対しパッケージで一括支援する柔軟な制度を創設し、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。また、必要な情報やノウハウの提供の充実・強化、必要な人材の育成などを行う。	国土交通省					◎			◎		

施策名	施策概要	省庁名	プログラム分類(※)							
			雇用再生	つながり	再チャレンジ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他
観光ルネサンス事業 (観光ルネサンス補助制度)	観光立国の推進及び地域の活性化を図るため、訪日外国人旅行者の受け皿となる国際競争力の高い観光地を効果的に形成するための地域の民間と行政が一体となった観光振興の取組みを総合的に支援する。事業の選定に当たっては地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。【平成20年度より実施】	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎		
観光圏整備事業	交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、満足度の高い滞在日数の増加に資する観光圏の形成並びに滞在促進地区の整備を促進し、官民一体となった観光振興の取組みを支援する。(「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案」)	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎		
ピジット・ジャパン・キャンペーン (地方連携事業)	旅行会社・メディアの招請等の取組を支援することにより、地域の観光魅力を海外に発信するとともに、当該地域向けの魅力的な旅行商品の造成等を促進する。事業の選定に当たっては地域再生計画に位置付けられたものについては一定程度配慮する。	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎		
地域自立・活性化総合支援制度等 【広域的域活性化のための基盤整備に関する法律】	民間と連携した地域の発意による広域的域活性化基盤整備計画に基づくソフト・ハード一体の総合的な支援(地域自立・活性化交付金、国土形成事業調整費)を行うとともに、民間プロジェクトに対する地域自立・活性化支援出資業務を行う。	国土交通省	◎		◎	◎	◎	◎		◎
再生可能エネルギー導入加速化事業	地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用する地域の取組や、地域における住宅・店舗・オフィス等における再生可能エネルギーの大量導入を図るモデル地域、再生可能エネルギーの高効率利用を行うモデル店舗等を提示する事業等を行う民間事業者に対し、必要な施設整備費等の一部を補助する(再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業)。 また、低炭素住宅を普及させるため、再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な取組に対して補助する(再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業)。 再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業においては、認定地域再生計画に位置付けられた場合、採択に当たって一定程度配慮する。	環境省								◎
低炭素地域づくり面的対策推進事業	歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向け、公共交通の利用促進や風の道等の自然資本の活用、未利用エネルギーの活用等の面的な対策を推進するため、CO2削減シミュレーションを通じた実効的なCO2削減計画の策定を支援する。地域再生計画の認定を受けたものについて、モデル事業の選定に際し、一定程度配慮する。	環境省								◎
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第22条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。	全府省庁								◎